

監査結果公表第19-23号

随時監査（工事監査）の結果に対する措置の通知の公表について

次のとおり監査結果に対する措置の通知がありましたので、地方自治法第199条第12項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

平成20年3月6日

八尾市監査委員	富永峰男
同	浜田澄子
同	内藤耕一
八尾市監査委員職務執行者	北山諒一

記

1 措置の通知

随時監査（工事監査）の結果に対する措置の通知

第2回工事監査

市営大正住宅建設工事（第一期工区）

平成20年1月24日付け八建整第204号

2 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市監査事務局

電話番号 072-924-3896（直通）

3 その他

措置の通知については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページで閲覧できます。

八 建 整 第 2 0 4 号

平成20年1月24日

八 尾 市 監 査 委 員	富 永 峰 男 様
同	浜 田 澄 子 様
同	内 藤 耕 一 様
八尾市監査委員職務執行者	北 山 諒 一 様

八 尾 市 長 田 中 誠 太

監査の結果に対する措置の通知について

平成19年11月29日付け監査報告第19-12号の、第2回工事監査の結果に基づく措置を別紙のとおり講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により報告いたします。

(別紙)

随時監査（工事監査）の結果に対する措置の内容

建築都市部住宅整備課

〔文書指摘分〕

指摘事項	講じた措置又は経過の報告
(1) 設計について 発泡ウレタン樹脂の吹き付けによる断熱工については、一般的に採用されているものであるが、後の設備改修や改装工事において、火災事故の原因となった事例もあるので、今後、特記仕様書の断熱材の項において、火気厳禁に触れるなど具体的な記述をされることが望まれる。	措置状況 1. 措置済（平成 19 年 8 月 22 日） 今後、発泡ウレタン樹脂を採用する工事については、特記仕様書などで火気に注意するなどの記述をすることとしました。
(2) 施工について ア ボイドスラブ施工計画書に記載の「特記仕様書」は、設計図書の中で最も上位にある「特記仕様書」とは異なるものであり、誤用防止のため名称変更される等留意されたい。 イ 工事写真に日付が記入されていないので、追記し整理されたい。	措置状況 1. 措置済（平成 19 年 8 月 22 日） 今後は、誤用防止のため名称変更をすることとしました。
ウ 外部足場の足元の足場板が外れ、足元ジャッキベースの浮いているところが散見された。作業に危険が及ぶ恐れがあるため点検と補強を指導されたい。	措置状況 1. 措置済（平成 19 年 8 月 10 日） 点検し補強しました。
エ 事務所に掲示されている工事工程表に進捗度のフォローアップ線が記されていないかった。自他共に管理しているという意識付け面から完了したところまで進捗ラインを表示させることが望まれる。	措置状況 1. 措置済（平成 19 年 11 月 17 日） 表示しました。
オ 外装仕上げ材の吹き付け塗装工事については、塗材粒子の飛散も考えられるので適切な防止対策に努められたい。	措置状況 1. 措置済（平成 19 年 10 月 23 日） シート等にて飛散防止対策に努めました。